

保険ご利用のしおり

GOLD

旅行ご出発前に必ずご一読ください。

ゴールドカード会員の皆様のために、三菱UFJニコス株式会社が契約者となり、海外旅行、国内旅行を対象として東京海上日動火災保険株式会社の傷害保険契約を付帯しております。

このしおりは保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明したものです。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、ご旅行の際は是非ご携帯ください。

ご利用に際しては、しおりの内容にしたがって手続きをお願いいたします。

■保険の内容について

東京海上日動火災保険株式会社所定の保険約款および特約によるものです。

商品内容は変更する場合もございます。

(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社

(取扱代理店)

エスティ保険サービス株式会社

(お問合せ先)

カードに付帯している保険の種類、補償額等概要に関しては三菱UFJニコス、DCグループ各社のカードをお持ちの方はDCカードゴールドデスク ☎ 0120-34-6565

受付時間/9:00~17:00(無休・年末年始は休み)

三菱UFJ銀行、および各地方銀行発行のカードをお持ちの方はDCカードコールセンター ☎ 0120-10-6075

受付時間/9:00~17:00(無休・年末年始は休み)

各保険の詳細に関しては

エスティ保険サービス(株) ☎ 0120-77-6620

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝・年末年始は休み)

目 次

①保険金額および申込方法.....	2
②保険金の請求について.....	5
③東京海上日動海外総合サポートデスクについて...	8
④Q & A.....	10
⑤補償内容の概要.....	12

DC OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED : GOLD CARD MEMBER

POLICY PERIOD : Policy period shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of 90 days from the following day of departing Japan or upon return to the residence, whichever is sooner.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥50,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥1,500,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥1,500,000
BAGGAGE (DEDUCTIBLE ¥3,000)	¥500,000
LIABILITY (DEDUCTIBLE ¥1,000)	¥20,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥1,500,000

This is to certify that "DC OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are DC CARD member.

*Prior approval of the insurance company is required for provision of cashless payment service.

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

① 保険金額および申込方法

1 保険金額一覧

(1) 海外旅行傷害保険 **自動付帯**

★旅行出発前の申込手続きは、一切不要です。

★補償期間…カード入会日翌日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国した翌日から90日まで。

補償内容	本人会員 家族会員	家族特約 対象者※1
傷害による死亡・後遺障害	最高5,000万円	最高1,000万円※2
傷害による治療費用	150万円限度	
疾病による治療費用	150万円限度	
賠償責任(免責1,000円)	2,000万円限度	
携行品損害 (免責3,000円)	1旅行につき50万円限度 年間 100万円限度	
救援者費用	150万円限度	

☆詳細は12、13ページをご覧ください。

※1 家族特約の対象者とは

ゴールドカード本人会員の家族で、カードをお持ちでない家族（家族会員として登録されていない家族）のことをいいます。

〈家族の範囲〉（事故発生時を基準とします）

- 本人会員の配偶者
- 本人会員と生計を共にする同居の両親（義親含む）
- 本人会員と生計を共にする未婚の子

※両親、子については、収入のない方のみ対象です。

〈ご注意〉

- 家族特約は海外旅行のみ対象です。
- 保険金請求の際は健康保険証又は公的証明書の写しなどにより、本人会員の扶養家族であることを確認させていただくことがあります。

(2) 国内旅行傷害保険プランA 回数制限なし

- ★それぞれの利用代金をサービスご利用前（事前）にゴールドカードで決済された場合、下記の補償を自動的に付帯いたします。

補償内容	保険金額	
①フライト中の傷害	死亡・ 後遺障害	最高 5,000万円
②宿泊中の火災による傷害		
③募集型企画旅行参加中の傷害		
④交通機関搭乗中の傷害		

☆詳細は 14、15 ページをご覧ください。

(3) 国内旅行傷害保険プランB 申込無料

- ★事前に電話でお申込みいただくと、旅行中のケガによる入院・通院費用などを補償いたします。
- ★1回分の補償は3泊4日以内の旅行を対象とし、年間（12月～翌年11月）3回までお申込み可能です。
（3回分をまとめて、9泊10日以内の旅行にもご利用可能）

補償内容	保険金額
傷害入院	日額5,000円
傷害通院	日額3,000円
賠償責任(免責1,000円)	200万円限度
携行品損害(免責3,000円)	20万円限度

☆詳細は 14、15 ページをご覧ください。

《プランB申込専用電話》

三菱UFJニコス株式会社

 **0120 (20) 3517**

受付時間9:00～17:00（無休・年末年始は休み）

※旅行ご出発の1ヵ月前から前日まで受付いたします。

※キャンセルの際はご出発の前日までにお申し出ください。

※国内での旅行（出張）の途中で日本国外へ出国を伴う行程がある場合は、国内旅行保険プランBではお申込はできません。

(4) ショッピングセイバー 利用付帯

- ★国内・海外の利用を問わず、ゴールドカードにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。

保険金額（年間限度額）	補償期間	自己負担額
300万円	購入日よりその日を含めて90日間	1回の事故につき 10,000円

☆詳細は 16 ページをご覧ください。

2 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合（国内旅行傷害保険の場合、エスティ保険サービス株式会社にお問合せください。）

(1) DCカードと他クレジットカード^{*}をあわせてお持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金

他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金をお支払いします。

②その他の保険金

本カードとの合算金額を保険金額とします。
(ただし、実際の損害額を上限とします。)

^{*}三菱UFJニコス(株)および他カード会社発行のクレジットカードを指します。

(2) DCカードのみを複数枚お持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金

Visa、Mastercard[®] 並びに個人カードなど一人で複数枚所持している場合でも、支払保険金額は合算額ではなく、それらの契約のうち最も高い保険金額とします。

②その他の保険金

I) Visa、Mastercard[®] 両方お持ちの場合は支払保険金額は1枚分。

II) 個人、法人両方お持ちの場合は合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

(注) 三菱UFJニコス(株)、他社クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

①死亡・後遺障害保険金

原則として本カードと合算金額となります。(ただし、三菱UFJニコス(株)指定の一部法人・コーポレートカードについては合算の対象外となる場合があります。詳しくは表紙裏面のお問合せ先までご連絡ください。)

②その他の保険金

本カードとの合算金額を保険金額とします。(ただし、実際の損害額を上限とします。)

3 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

①死亡・後遺障害保険金

クレジットカード付帯保険のお支払い金額(クレジットカード複数保有の場合、上記2ご参照)と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額とします。

②その他の保険金

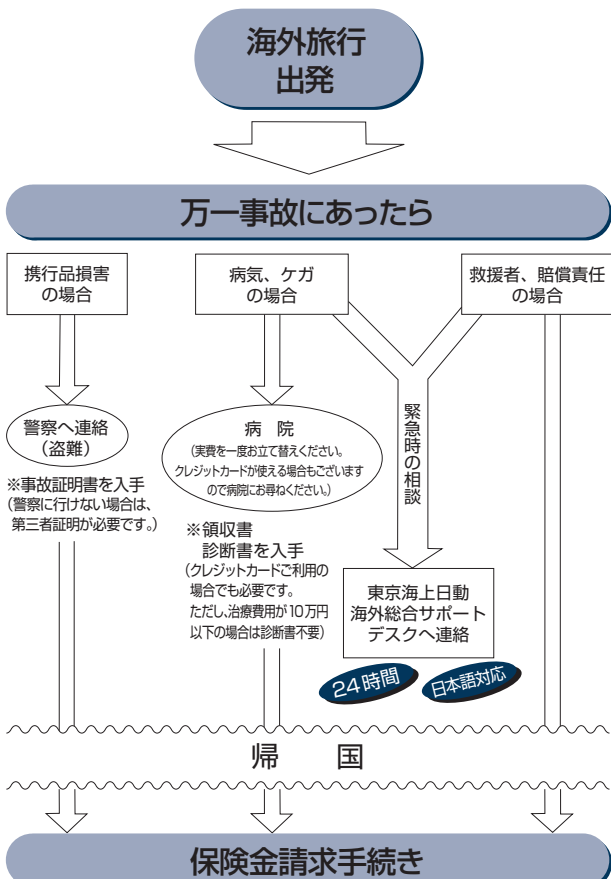
本カードとの合算金額を保険金額とします。
(ただし、実際の損害額を上限とします。)

4 死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者(ゴールドカード会員および家族特約対象者)の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

② 保険金の請求について

1 海外旅行出発から保険金請求までの流れ



※事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

● 東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル

[東京海上日動火災保険株式会社]

☎ 0120(789)701

(9:00~17:00 / 土・日・祝・年末年始は休み)

音声ガイダンスに従い「1」を入力してください。

(既に事故報告をされておりその後のお打合せ・お問合せの方は「0」を入力ください。)

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

※海外からは東京海上日動海外総合サポートデスク (最終面に記載) へご連絡ください。

2 ショッピングセイバー保険金請求までの流れ

※購入日からその日を含めて90日以内に商品の破損・盗難・火災などの損害を被った場合は、事故の日から30日以内に事故発生状況・事故の程度等をご連絡ください。

- 東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル

[東京海上日動火災保険株式会社]

 **0120(789)701**

(9:00~17:00 / 土・日・祝・年末年始は休み)

音声ガイダンスに従い「2」を入力してください。

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

- 最寄りの東京海上日動損害サービスセンターへ

3 国内旅行出発から保険金請求までの流れ

国内旅行
出発

万一事故にあったら

ケガの場合

病院

携行品損害の場合

警察への連絡
(盗難)

※事故証明書を入手

賠償責任の場合

帰宅

保険金請求手続き

※事故の日から30日以内に事故発生状況・事故の程度等をご連絡ください。

- 東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル

[エスティ保険サービス株式会社]

 **0120(789)701**

(9:00~17:00 / 土・日・祝・年末年始は休み)

音声ガイダンスに従い「3」を入力してください。

※プッシュ回線またはトーン信号の使える電話機からおかけください。

- 最寄りの東京海上日動損害サービスセンターへ

4 保険金請求に必要な書類

(1) 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険

保険金請求書類	保険金種類				海外		国内	
	国内・海外共通	傷害死亡	後遺障害	携行品損害	賠償責任	治療費用	救済者費用	入通院
医師の診断書					○	◎		○
治療費の明細書・領収書					○	◎		
死亡診断書または死体検案書	◎							
事故証明書	◎	○	◎	○	○	○	○	○
支出を証明する書類						○	◎	
示談書					◎			
示談金領収書					◎			
損害額を立証する書類					◎			
購入時の領収書			◎					
修理見積書または領収書			◎					
損害品の写真			◎					
除籍謄本	◎							
委任状・戸籍謄本	◎							
同意書	○	○				○	○	○
後遺障害診断書			◎					
パスポートコピー（海外旅行の場合）	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他の関係書類（詳しくは保険会社よりご案内させていただきます。）	○	○	○	○	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。

※国内入通院保険金については、請求額が10万円以下の場合、医師の診断書の代りに入通院状況報告書（東京海上日動所定フォーム）にて代用可能です。海外治療費用についても、請求額が10万円以下の場合、診断書は不要です。

※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。

（ただし、海外旅行傷害保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。）

※家族特約対象者については、健康保険証、住民票等の写しが必要な場合があります。

(2) ショッピングセイバー

必要書類	事故の形態			
	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故
保険金請求書	◎	◎	◎	◎
罹災証明書または盗難届(注1)	◎	◎	(注2)	(注2)
修理見積書または領収書		◎	◎	○
DC売上伝票(お客様控)	◎	◎	◎	◎
写真		◎	◎	◎
ゴールドカード表面(コピー)	◎	◎	◎	◎

(注1) 受理番号をご確認ください。

(注2) 全損の場合は原則現物をご提示頂きます。

破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく事があります。

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。

その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。

③東京海上日動海外総合サポートデスクについて

1 「東京海上日動海外総合サポートデスク」とは

「東京海上日動海外総合サポートデスク」は、東京海上日動火災保険株式会社の海外旅行傷害保険に付帯されているサービスであり、ゴールドカード会員は海外旅行傷害保険の被保険者として、このサービスが受けられます。

海外旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルにより、保険についての相談をしたい場合にご連絡ください。専任スタッフが各種相談に日本語にて対応いたします。

ご連絡先は本冊子裏面をご参照ください。

⇒東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社が24時間年中無休体制で全世界からのお電話を東京で受付しています。

2 「東京海上日動海外総合サポートデスク」のサービス内容

お客様からのニーズ・トラブルの種類に応じて、各種業者を起用し、次のようなサービスを提供しています。

救急病院の紹介・手配	救急処置ができる病院や医師を紹介します。 必要に応じ、診察の予約や入院のお手伝いもします。
転院の手配	救急病院で適切な治療が受けられない場合は、医療設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院の手配をします。
交通機関の手配	緊急移送や転院に必要な交通機関を、病状や交通事情に応じて手配します。救急飛行機（医療設備付）・ヘリコプター・救急車・定期便飛行機等の手配もします。
付添医師・看護師の手配	緊急移送や転院のために被保険者を移送する時、必要に応じて付添の医師・看護師を手配します。
救援者に対する援助	被保険者の救援に向かわれるご家族の航空便等の予約、宿泊ホテルの手配、捜索救助機関の紹介・手配をします。（死亡又は3日以上入院等一定の条件を満たした場合に限ります。）
医療機関へのキャンセル・メディカル・サービスの手配	病院等医療機関への支払保証の交渉をいたします（カード会員資格確認をする必要があるため、お時間を要する場合がございます）。 原則、出国日が確認できる書類（パスポートコピーや航空券のチケット、Eチケット等）のご送付をお願いしています。ご提出いただけない場合は、当サービスのご提供ができませんのでご了承ください。
その他サービス	上記他、盗難事故や賠償事故等についても各種ご相談に応じます。

- ・ご契約の海外旅行傷害保険でお支払対象にならない場合や安全性が確保できない地域、通信・交通手段が確保されていない地域では、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ・サービスのご利用の際には、本冊子裏面のご連絡事項を確認させていただきます。カード会員資格確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了解ください。
- ・カード会員資格の確認が取れない場合や、日本出国日の確認ができる書類をご送付いただけない場合は、サービスのご提供をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・原則、出国日が確認できる書類（パスポートや航空券のチケット、Eチケット等）の写しをお送りいただけます。

3 フリーダイヤルでのご連絡方法

冊子裏面の表に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております。

4 『東京海上日動海外総合サポートデスク』 LINE無料通話*¹のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問合せいただけます。

日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、国際ローミング料金が発生することがありますが、LINE無料通話*¹の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問合せいただけます。

* 1 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。



◎ LINE 無料通話でのご連絡方法 ◎

1. 上記二次元バーコードから専用サイト*²にアクセスします。
2. 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
3. メッセージにしたい「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクにつながります。

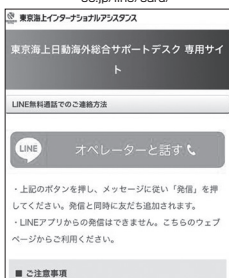
* 2 LINE アプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。

※ 画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

《ご注意点》

- ・ パケット通信料はお客様の負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・ 東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
- ・ LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- ・ お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・ 通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・ 本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- ・ 本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金のご請求に関するお問合せは、東京海上日動DCカード事故受付ダイヤル（0120-789-701）をご利用ください。

<https://www.intac-net.co.jp/line/card/>



5 国際コレクトコール（料金受信人払い） でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局のオペレータを呼び出し、(81)-3-6758-2460でコレクトコールのお申込みをしてください。コレクトコールのオペレータには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。

④ Q & A

よくあるご質問にお答えいたします！

海外旅行傷害保険 … 


国内旅行傷害保険A… 

国内旅行傷害保険B… 

ショッピングセイバー… 

Q1  旅行だけでなく、留学や海外出張の場合でも補償されますか？


A1 補償します。

Q2  海外滞在中にゴールドカードを申込みした場合、保険はつきますか？

A2 つきません。旅行ご出発の時点でゴールド会員の会員資格が必要です。
次回、日本をご出発の海外旅行から保険を適用します。

Q3     家族会員(カード保有者)も保険の対象ですか？

A3 対象です。本人会員と同じ内容の保険を付帯しております。

Q4  家族特約の対象者範囲について、未婚の子供が親元を離れて下宿している場合に保険の対象者ですか？

A4 お子様自身の収入がなく、本人会員からの仕送りにより生計を立てている学生等であれば、対象です。社会人で収入のある方が、一部本人会員の援助を受けられている場合は、対象としません。

Q5  虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか？


A5 歯科疾病(虫歯・歯槽膿漏など)の治療費は対象としません。ただし、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療(入れ歯は対象外)では対象とする場合もあります。

Q6   レンタカー乗車中の傷害事故は保険の対象ですか？


A6 ゴールド会員ご自身の治療費は対象です。(運転資格を持たない場合や酒気帯び運転などは対象外)ただし、車および他人の方に与えた損害は対象としません。

Q7    スキューバダイビング中の傷害事故は保険の対象ですか？


A7 約款上に定める危険なスポーツには該当しないため、治療費は対象です。(危険なスポーツの主な例：山岳登はん、スカイダイビング)

Q8  出張のために会社から貸与されたパソコンが破損した場合、保険の対象ですか？


A8 旅行行程開始前にその旅行のためにご自身が他人から無償で借りたものであれば対象です。業務の目的で借りたものは対象外です。

Q9  宅配で荷物やお土産品などを送付した場合の、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

A9 別送品の損害は対象としません。

Q10  宿泊代金をチェックアウト時にゴールドカードで精算すると補償されますか？


A10 補償しません。宿泊事前にゴールドカードで支払うことが必要です。

Q11  レンタカーの代金をゴールドカードで支払った場合には補償されますか？


A11 公共交通乗用具ではないため、補償しません。

Q12  携行品損害における「携行する」とは、どのような状態ですか？


A12 ご本人が携帯している（身につけている・手に持っている）状態、あるいはたずさえて行く状態を言います。例えば、ベンチにカメラを置いたまま離れ、戻った時にはなかった場合等の状況では保険の対象としません。

Q13  ゴールドカードで購入した商品が、他の海外旅行保険などでも補償されている場合には、二重に保険金を受けられますか？

A13 二重では受けられません。実際の損害額を上限に支払われ、他の保険契約で支払われた保険金等を差し引いた残額に対し保険金をお支払いします。

Q14  レンタル代金をゴールドカードで支払った場合には、保険の対象ですか？

A14 対象としません。商品をゴールドカードで購入した時のみ保険の対象です。

Q15  ゴールドカードで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

A15 ゴールドカードで購入した商品に対し補償されるため、対象です。

⑤補償内容の概要

2020年11月1日よりカードに付帯しております海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険の補償内容を一部変更させていただきます。
変更後の補償内容は変更日以降に日本国内のご自宅を出発された旅行より適用します。

1. 海外旅行傷害保険のご説明 (詳細は、東京海上日動火災保

重 要 ※補償期間とは……海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、1回の旅行につき日の午後12時までをいいます。
帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としません

険(株)所定の保険約款によります。詳細につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(株)へご照会ください(1ページの左ページ下段に記載。)
日本国を出国した日の翌日から数えて90日間です。また、「旅行期間」とは海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国の前日の午前0時から日本入国の翌日までの間、あらかじめご了承ください。

担保項目	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷	死亡 5,000万円 後遺障害 200万円～5,000万円 家族特約対象者 死亡 1,000万円 後遺障害 40万円～1,000万円	被保険者(ゴールドカード会員および保険の対象となる家族、以下同様とします。)が補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合………5,000万円、家族特約者の場合は1,000万円(被保険者の法定相続人にお支払いします。) ②後遺障害が生じた場合……その程度に応じて、保険金額(5,000万円、家族特約者の場合は1,000万円)の4%～100%をお支払いします。 注 ①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額です。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ●無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転。 ●脳疾患、心臓喪失、妊娠、出産、早産、流産、不妊症によるケガ。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●旅行開始前、終了後に発生したケガ。 ●被保険者が危険なスポーツ活動中の事故。 など
害	治療費用 150万円	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 注 事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	1回のケガ、病気につき次の費用のうち実際に支出した金額で、東京海上日動火災保険(株)が妥当と認めた金額をそれぞれ150万円を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(ケガの場合のみ対象です。) ④入院のため必要になったa国際電話料等通信費、b身の回り品購入費。(ただし、1回のケガ、病気につき、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤治療を受け、その結果、旅行行程を離脱し、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。 ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑦法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。(病気の場合のみ対象) 注 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分、また海外においても同様の制度がある場合でも、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺、犯罪行為を行うこと。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●妊娠、出産、早産または流産が原因の病気、不妊症。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気(既往症)。 ●山岳登山は山中の高山病。 ●日本国外においてカイロプラクティック、鍼または灸の施術者による治療を必要とした場合の費用。 ●レーザー手術。 など
疾病	治療費用 150万円	被保険者が、 ①海外旅行開始後に発病した病気のもとで補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。(ただし、補償期間終了後に発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限りません。) ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症に加え政府により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。また、保険の対象になる方が治療を開始した時点で上記に規定する感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	1回の事故につき、2,000万円を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 注1 1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円(免責金額)は自己負担していただきます。 損害賠償金 - 1,000円(免責金額) 注2 賠償金額の決定の際には、事前に東京海上日動火災保険(株)の承認が必要です。	たとえば、 ●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●汚染物質に起因する賠償責任。 ●罰金、違約金、懲罰的賠償額に対する賠償責任。 ●職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●受託品に関する賠償責任。 など
賠償責任	2,000万円	被保険者が、補償期間中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合。 注 以下のものを含みます。 ・ レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ ホテルの客室および客室内の動産(セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。) ・ 住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。)	1回の事故につき、2,000万円を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 注1 1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円(免責金額)は自己負担していただきます。 損害賠償金 - 1,000円(免責金額) 注2 賠償金額の決定の際には、事前に東京海上日動火災保険(株)の承認が必要です。	たとえば、 ●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●汚染物質に起因する賠償責任。 ●罰金、違約金、懲罰的賠償額に対する賠償責任。 ●職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●受託品に関する賠償責任。 など
携行品損害	50万円 年間 100万円限度	補償期間中に携行品(カメラ、カバン、衣類など)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回りの品をいいます。(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借っているものを除きます。)なお、次のものは含まれません。現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動物、各種書類、サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具または付属品、居住施設内(一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるもの、業務用機器、別荘品など	1旅行につき50万円を限度とし、①携行品1つあたりの損害額が10万円を超える場合は、そのものの損害額を10万円とみなします。②保険の対象が乗車船券等である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超える場合は、そのものの損害額を5万円とみなします。③保険の対象が船券の場合には、損害額が5万円を超える場合は、そのものの損害額を5万円とみなします。(損害額は修理費、または時価額のいずれか低い方をいいます。)ただし、盗難・強盗および航空会社等が手荷物不届による損害については、旅行期間中を通じて30万円を限度とします。また、運転免許証については再発給手数料を、(スカーフについては5万円を限度に再発給費用)現地で負担した場合に限り、交通費、宿泊費を含みます。をお支払いします。 注1 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)は自己負担していただきます。 損害額 - 3,000円(免責金額) 注2 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いしますので、事故および損害額の証明書類をお持ち帰りください。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。) ●無免許、酒酔、麻薬等使用中の運転。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●携行品のかしままたは自然の消耗、さび、変色、虫喰い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●ウィンドサーフィン・サーフィン・その他これらに類する運動を行うための用具または付属品の損害。 ●山岳登山は、ハングライダーなどを行っている間に生じた用具の損害。 など
救援者費用	年間 150万円限度	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合(無事が確認できただけに発生した費用は対象としません。)、または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で東京海上日動火災保険(株)が妥当と認めた費用を年間150万円を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(3名分限度)。 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料。(救援者1名につき14日分まで、3名分限度) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(20万円限度)。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遗体処理費用。(100万円まで) 注 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●けんかや自殺(死亡された場合を除きます。)、犯罪行為を行うこと。 ●戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ●妊娠、出産、早産または流産が原因の病気、不妊症による入院。 ●歯科疾病による入院。 ●無免許・酒気帯び・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。など

2. 国内旅行傷害保険プランA カード利用付帯による傷害（死亡・後遺障害）保険のご説明

担保項目	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 死亡・後遺障害	死亡 5,000万円 後遺障害 200万円～ 5,000万円	<p>①「フライト中の傷害」 ゴールドカード会員がゴールドカードにより、航空券を予め購入し、航空機に乗客として搭乗中に偶然な事故によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合。</p> <p>②「宿泊中の火災による傷害」 ゴールドカード会員が予めゴールドカードで宿泊料金を支払った宿泊施設に宿泊中または、弊社ツアーデスクを利用して予約を行い、その料金をゴールドカードで支払う宿泊施設に宿泊中に、火災、破裂、爆発によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合。</p> <p>③「募集型企画旅行^{※1}参加中の傷害」 ゴールドカード会員がゴールドカードにより、宿泊を伴う募集型企画旅行の料金を予め支払い、募集型企画旅行参加中に偶然な事故によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合。</p> <p>④「交通機関搭乗中の傷害」 ゴールドカード会員がゴールドカードにより、公共交通乗用具搭乗券^{※2}を予め購入し、公共交通乗用具^{※3}に搭乗中に偶然な事故によって傷害を被り、死亡または後遺障害が生じた場合。</p>	<p>左記の①～④によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または身体に後遺障害が生じた場合。</p> <p>(1) 死亡された場合 …………… 5,000万円（被保険者の法定相続人にお支払いします。）</p> <p>(2) 後遺障害が生じた場合 …… その程度に応じて、保険金額（5,000万円）の4%～100%をお支払いします。</p> <p>注 (1) ではすでに支払った後遺障害保険金がある場合、控除した残額をお支払いします。</p>	<p>海外旅行の「傷害」の項目と同様です。 なお、国内については、以下を加えます。 ●地震、噴火、津波</p> <p>など</p>

※¹募集型企画旅行とは……旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
 ※²公共交通乗用具搭乗券には……定期券、オレシジカード等のプリペイドカード、回数券は含まれません。
 ※³公共交通乗用具とは……対象となる旅行のために利用する公共交通乗用具で、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、船、列車、バス、タクシー等を含みます。ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合適き決済（例、当該旅行）のためではない決済（例、通勤用定期券等）を除きますのでご注意ください。 ・「運賃」の概念に該当しない決済（例、空港利用税のみの決済等） ・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済（例、乗り

確認ください。

電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合適き決済（例、当該旅行）のためではない決済（例、通勤用定期券等）を除きますのでご注意ください。

3. 国内旅行傷害保険プランB 事前申込による傷害（入院・通院）・賠償責任・携行品損害保険のご説明

担保項目	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 入院 手術 通院	入院 保険金 1日につき 5,000円 手術 保険金 25,000円～ 50,000円 通院 1日につき 3,000円	<p>補償期間[※]中にゴールドカード会員が、日本国内で生じた急激かつ偶然な外来の事故によるケガがもとで、医師の指示に基づき入院、通院、または手術された場合。</p> <p>注 ただし、3泊4日以内の旅行を年間（12月～翌年11月）3回までとします。（3回分まとめて9泊10日以内の旅行にもご利用可能）</p>	<p>入院保険金……………入院日数1日につき5,000円をお支払いします。</p> <p>手術保険金……………ケガの治療のために手術を受けた場合に、入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍（ただし1事故につき1回限度）</p> <p>通院日数1日につき3,000円をお支払いします。 注1 90日を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限りま。 注2 平常の生活をする事が可能な程度に治ったとき、および入院保険金が支払われる期間中は、通院に対する保険金はお支払いしません。</p>	<p>海外旅行の「傷害」の項目と同様です。 なお、国内については、以下を加えます。 ●地震、噴火、津波</p> <p>など</p>
賠償責任	200万円	<p>補償期間[※]中にゴールドカード会員が日本国内で生じた偶発的な事故により、他人の身体の傷害または他人の財物の滅失、汚損、もしくははき損について損害を与え、法律上の賠償責任を負担する場合。</p> <p>注 ただし、3泊4日以内の旅行を年間（12月～翌年11月）3回までとします。（3回分まとめて9泊10日以内の旅行にもご利用可能）</p>	<p>1事故につき損害賠償金などを、200万円を限度としてお支払いします。</p> <p>注1 1回の事故ごとに損害賠償金のうち1,000円（免責金額）をご自身で負担していただきます。</p> <p>注2 賠償金額の決定の際には東京海上日動火災保険㈱の承認が必要です。</p> <p>損害賠償金 - 1,000円（免責金額）</p>	<p>たとえば、 ①次のような原因により生じた損害。 ●ゴールドカード会員の故意。 ●戦争、その他の変乱、放射線照射、放射能汚染など。 ②次のような損害賠償責任を負ったことにより被った損害。 ●職務遂行に関する損害賠償責任（仕事上の賠償責任）。 ●親族に対する損害賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。 ●ゴールドカード会員が所有・使用または管理しているものに関して生じた損害賠償責任。 《ただし、次のものはお支払いの対象です。》 ・ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。）</p> <p>など</p>
携行品損害	20万円	<p>補償期間[※]中にゴールドカード会員が日本国内で生じた盗難、破損などの偶発的な事故によって携行品が損害を受けた場合。 注1 ただし、3泊4日以内の旅行を年間（12月～翌年11月）3回までとします。（3回分まとめて9泊10日以内の旅行にもご利用可能） 注2 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 《次のものは含まれませんのでご注意ください。》 小切手、有価証券、クレジットカード、預貯金証書、定期券、コンタクトレンズ、義歯、登山用具、船舶、自動車、動植物、各種書類、別送品など。</p>	<p>20万円を限度として、損害額をお支払いします。（損害額とは修理費または時価額のいずれか低い方をいいます。） 注1 1点または1対につき10万円を限度とし、通貨、乗車船券、航空券などについては5万円を限度とします。 注2 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）は自己負担していただきます。</p> <p>損害額 - 3,000円（免責金額）</p>	<p>たとえば、 ●被保険者や保険金受取人の故意。 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難処置を除きます）。 ●無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転。 ●地震、噴火、津波。 ●戦争、その他の変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染。 ●携行品のかしまは自然の消耗、さび、変色、虫喰い。 ●携行品の置き忘れまたは紛失。 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害。 ●山岳登山、ハンググライダーなどを行っている間に生じた用具の損害。 ●旅行のために他人から借りた物。</p> <p>など</p>

重要 ※補償期間とは……国内旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、旅行出発前に申込みをし、旅行の目的を持って住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中（ただし、出発した日からその日を含めて4日後の午後12時まで）をいいます。

住居に帰着するまでの旅行行程中（ただし、出発した日からその日を含

東京海上日動海外総合サポートデスク

24時間

日本語対応

■北米

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571	ハワイ	1-800-446-5571
カナダ	1-800-665-6779	グアム	1-888-841-7905
バミューダ諸島	1-800-623-0164	サイパン	1-866-666-5127

■中南米

滞在地	電話番号
チリ	1230-020-2474

■ヨーロッパ

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アイルランド	1-800-55-8166	ドイツ	0800-1-81-1391
イギリス	0800-028-6560	ノルウェー	800-13179
イタリア	800-8-70715	ハンガリー	06-800-11886
オーストリア	0800-281-284	フィンランド	0800-1-181-33
オランダ	0800-022-5777	フランス	0800-909634
ギリシャ	00-800-8113-0008	ベルギー	0800-1-8115
スイス	0800-55-5692	ポルトガル	800-8-81-127
スウェーデン	020-791-027	ルクセンブルク	8002-2863
スペイン	9009981-64	ロシア	810-800-20041081
デンマーク	8001-0516		

■アジア

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	トルコ	00-800-8191-9166
イスラエル	1-80-947-8001	フィリピン	1-800-1-811-0177
インドネシア	001-803-81-0154	香港	800-96-6933
韓国	00798-81-1-0068	マカオ	0800-449
シンガポール	800-811-0423	台湾	0080-181-2233
タイ	001-800-811-0215	マレーシア	1800-80-3072
中国	4001-202989		

■オセアニア

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号
オーストラリア	1-800-146-401	ニュージーランド	0800-44-8461

■アフリカ

滞在地	電話番号
南アフリカ共和国	0800-98-3595

電話番号は最新のものを掲載しておりますが、変更する場合がございますので出発前にご確認ください。電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながることが多く見られます。この場合には、以下の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または、P9に記載の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

- ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記の番号を順番に押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- 東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のような費用はおお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

1. 滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
2. 現地の市内通話料金
3. ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の地域・国から、あるいは上記ダイヤルで繋がらない場合は、ダイヤル直通または国際コレクトコールにて

(81)3-6758-2460「東京海上日動海外総合サポートデスク」

へご連絡ください。

ご連絡事項

- ①氏名・性別・生年月日
- ②ゴールドカード会員番号(上6桁・下4桁)・登録住所・登録電話番号
- ③緊急事態の詳細・疾病傷害の状況
- ④現地連絡先・電話番号
- ⑤その他「東京海上日動海外総合サポートデスク」担当者の求める情報